

○神奈川県警察救助技能検定実施要綱の制定について

(平成9年3月10日例規第9号／神備発第44号／神災発第48号)

各所属長あて 本部長

災害又は事故の現場における救助技能の習熟は、県西部地震、南関東地震、東海地震等の発生が危ぐされる本県においては、ますますその必要性が高まっていることから、職員に正しい救助技能を修得させるとともに、これを普及向上させることによって、災害又は事故の現場における迅速、的確な救助活動、災害等の拡大防止及び各種捜索活動に資することを目的として、別添「神奈川県警察救助技能検定実施要綱」を制定し、平成9年4月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

神奈川県警察救助技能検定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害又は事故の現場における救助活動に必要な技能の検定(以下「検定」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 警察本部に、神奈川県警察救助技能検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、検定を実施し、その合格者を決定する。

(委員会の構成等)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には警備部長を、委員には警備課長、危機管理対策課長、第一機動隊長及び第二機動隊長をもって充てる。

3 委員会の庶務は、警備課において処理する。

(検定の種目等)

第5条 検定の種目は、レスキュー活動技能、レンジャー活動技能及びスクーバ活動技能とし、種目別の受検資格、検定科目及び合格基準は、別表のとおりとする。

(検定の実施)

第6条 検定は、委員長が種目、級位等を指定して、随時、実施するものとする。

(受検の手続)

第7条 所属長は、所属の職員に検定を受検させるときは、救助技能検定受検申請書(第1号様式)により委員長に申請するものとする。

(実施結果の報告)

第8条 委員長は、検定を実施したときは、その結果を警察本部長に報告するものとする。

(合格証書の授与)

第9条 警察本部長は、検定の合格者に対し、合格証書(第2号様式)を授与するものとする。

(関係記録の整備)

第10条 委員会は、合格者について、救助技能検定合格者管理台帳(第3号様式)に必要な事項を記録し、管理するものとする。

2 警備課長は、合格者の情報を神奈川県警察職員情報総合管理システム運用規程(平成20年神奈川県警察本部訓令第6号)に定める神奈川県警察職員情報総合管理システムに登録するものとする。